

ixMark 利用規約

第1条。（利用規約の適用）

ixMark 株式会社（以下「当社」といいます）が提供する ixMark（以下「本製品」といいます）は、この利用規約（以下「本規約」といいます）に基づいて提供され、本規約は本製品をご利用になるすべての方に適用されます。

第2条。（本製品の提供範囲）

1. 本製品の利用によって、提供されるものは契約者の契約した保存領域及び、そのアクセスのためのソフトウェア及びユーザカウントとなります。

2. 本製品の提供は日本国内に限ります。提供範囲外に関しては、ユーザの判断でのご利用となり、当社サポートの対象外となります。

第3条。（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用されます。

- (1) 「ixMark」とは、当社または当社の委託先が、該当サービスに関するハードウェア及びソフトウェアを利用して管理運営するデータセンターに、インターネットを通じてデータを保管する製度を指します。
- (2) 「データセンター」とは、当社が本製品を提供するにあたり、当社または当社の委託先が設置、運営する電気通信機器設備を指します。
- (3) 「販売パートナー」とは、本製品の紹介、本契約締結の仲介等を行う当社が指定する事業者を指します。
- (4) 「契約者」とは、本契約を締結した法人または団体を指します。
- (5) 「ユーザ」とは、契約者と雇用する他の契約関係にある個人で、当該契約者が締結した本規約に基づき本製品を利用する者を指します。
- (6) 「ユーザID」とは、パスワードと組み合わせてユーザを識別する符号であり、本製品のアクセス利用に必要なものを指します。
- (7) 「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせてユーザを識別するために用いられる符号を指します。
- (8) 「ユーザカウント」とは、ユーザID及びユーザIDに係るパスワードの組合せを指します。
- (9) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税及び地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額を指します。
- (10) 「月額料金費用」とは、本製品の対価として契約者により支払われる料金を指します。
- (11) 「料金等」とは、基本月額料金その他の金銭債務及びこれらに係る消費税等相当額を指します。
- (12) 「契約申込書」とは、当社が ixMark 利用契約申込書を指します。
- (13) 「登録申込書」とは、第 4 条に基づく利用申込みを行った方を指します。
- (14) 「Web サイト」とは、当社のホームページを指します。
- (15) 「利用開始日」とは、本規約に基づき、当社より契約者に対する本製品の提供が開始された日を指します。
- (16) 「追加変更日」とは、第 5 条に基づきなされた追加申込みの内容に従い、オプションの追加がなされる日を指します。
- (17) 「解約日」とは、第 21 条に基づきなされた解約申込みに基づき、本契約が解約される日を指します。

第4条。（契約の成立等）

1. 本製品の利用申込みは、次のいずれかの方法によりなされるものとします。

- (1) 希望ストレージ容量、及びオプションの内容（以下、「オプション」といいます）、希望利用開始日その他必要事項を記載の上、契約申込書を当社へ直接又は販売パートナーを通じて提出する方法
 - (2) その他当社が別途定める方法
2. 当社は、次のいずれかの場合には、本条第 1 項に基づく利用申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 当社の業務上または技術上著しく支障がある場合
 - (2) 申込者による規約に違反するそれがもとで当社が判断した場合
 - (3) 契約申込書に虚偽の事実が記載、入力されている場合または不備があった場合
 - (4) その他利用申込みの内容が不適当と当社が判断した場合

第5条。（オプションの追加方法）

1. 本規約成立後、契約者がオプションの追加を希望する場合には、次のいずれかの方法により、追加申込みを行うものとします。また、オプション（ソフトウェアの設定値変更に限る）の追加が行われるのは当社が契約申込書の受領から 5 営業日後となります。
 - (1) 契約申込書に追加後のオプション変更内容・希望追加変更日その他必要事項を記載の上、直接当社又は販売パートナーを通じて提出する方法
 - (2) その他当社が別途定める方法
2. 本条第 1 項に基づく追加申込みが行われた場合において、当社が、契約者の希望追加変更日の前日までに、当該追加申込みを拒否する旨の通知を当該契約者に対して行なうときには、契約者の当該追加申込みは承諾されたものとします。なお、当社は自らの裁量で当該追加申込みを拒否することができるものとします。
3. 契約者は、追加変更日と同時に解約が居ることとなるような第 21 条に基づく解約申込みをすることはできません。

第6条。（販売パートナーによる業務遂行）

1. 本契約が販売パートナーの仲介により成立した場合には、第 5 条の追加申込み、若しくは第 21 条の解約申込みの受付手続、第 15 条の料金等の請求手續、第 20 条に基づき契約者からの通知の受領または本契約期間中の当社からの通知の全部若しくは一部を当該販売パートナーが当社に代わって行なうことがあります。
2. 販売パートナーにより本条第 1 項の業務が行われている場合において、当社が当該販売パートナーの当該業務遂行の継続を困難であると判断したときは、契約者へ通知の上、当該業務の全部または一部を、当社または当社が指定する別の販売パートナーによって実施することとし、契約者はそれに同意するものとします。

第7条。（本製品最低利用期間）

1. 本製品の最低利用期間は、契約開始日から 1 年とし、その期間中は本契約を解約することはできません。また、契約者は、第 5 条に基づく追加申込みを行った場合には、それぞれ、当該追加申込みによる追加変更日が属する月の翌月末日まで、同契約申込を解約することはできません。

2. 新規お申込みの際に、お試しプランが適応されている際には、同プランの条件に準じます。

第8条。（契約の変更）

1. 本規約は、当社または販売パートナーとユーザとの間に直接の契約関係を発生させるものではなく、当社または販売パートナーは個々のユーザに対していかなる責任を負わないものとします。契約者は、本規約においてユーザの義務及び責任として記載されている条項をユーザに対して遵守させ、かつ、ユーザの行為を管理・指導しなければならないものとします。

2. ユーザによる本製品の利用は契約者による本製品の利用とみなされ、契約者はユーザの行為について一切の責任を当社に対して負うものとします。

第9条。（情報の管理）

1. ユーザは、本製品を使用して送受ける情報については自己的責任と費用にてデータセンターの事故や設備故障等による消失を防止するために必要な措置をとるものとします。また、契約者及びユーザは、やむを得ない事由によりデータセンターが故障した場合、自己の情報を消失するが絶対であることを認め、自己の責任において管理するものとします。
2. 本製品を使用して利用するデータ個人情報（個人情報の保護に関する法律の理念を基準とする）が含まれる場合、契約者およびユーザは「重要な情報」であることを認識し、自己の責任において管理するものとします。

3. 本サービスを提供するデータセンターに関しては、利用状況に応じて当社にて変更ができるものとし、データセンター自体の特定ができる情報は開示したことと了承するものとする。

第10条。（利用責任）

ユーザは、利用セッション終了後に必ずユーザカウントから終了又はログオフするものとします。ユーザカウントが不正に使用された場合若しくはその他セキュリティ上の問題点を発見した場合、それらが疑われる場合には、直ちに指定するサポート窓口にその旨を通知するものとします。

ixMark 利用規約

第1条。（サービスに関する許諾ソフトウェア）

1. 契約者及びユーザは、別途当社が明示的に指定したアプリケーションソフトウェア（コピー及び関連資料を含む）（以下「許諾ソフトウェア」といいます）を、インストールの上、使用することができるものとします。ただし、当社は、各許諾ソフトウェアについての継続使用を保証するものではなく、当社の判断で予告なく各許諾ソフトウェアであったものを、許諾ソフトウェアの対象外とすることがあります。
2. 本条第 1 項に基づき許諾ソフトウェアをインストールする場合においては、以下の事項を遵守しなければならないものとします。
 - (1) ユーザは、インストールした許諾ソフトウェアを本製品の利用の目的のみ使用し、その他の目的には一切使用しないものとします。
 - (2) ユーザは、自己を使用するパソコンコンピューターに許諾ソフトウェアをインストールすることはできますが、いかなる方法によっても許諾ソフトウェアにつき、第三者者に対して譲渡、貸借、譲り受けの権利を有するなど一切の処分をしてはならないものとします。ユーザは、自らのユーザカウントで停止された場合には、直ちに、自己が保管するすべての許諾ソフトウェアを消去し、その使用を終了しなければなりません。
 - (3) ユーザは、許諾ソフトウェアを利用して提出または保管された資料が、第三者の知的財産権、その他の財産権を侵害するものではないことを保証します。

第2条。（所有権）

ユーザデータセンターに送信した、または自己のユーザカウントに保存したデータ、資料、情報等（個人情報を含む）（以下「本データ」といいます）の所有権は契約者とユーザの関係に応じ、契約者はまたはユーザに帰属するものとします。

第3条。（制約事項）

1. 撲面による当社の事業の許可を得ない本製品の再販は禁止されています。また、ユーザは当社と別途合意をした場合を除き、いかなる形においても、本コントローラの複製、ライセンス付与、販売、譲渡、転送、提供、配布、発行、割当などを第三者に對して行なうことはできません。
2. ユーザは、本製品に使用されている許諾ソフトウェア逆アセンブル、逆コンバージル、リバースエンジニアリングをしてはならぬものとします。また、ユーザは、かかる許諾ソフトウェアを変更・改造する行為、許諾ソフトウェアに組み込まれているセキリティデバイス又はセキュリティコードを破壊するような行為など、当社による本製品の提供または、その他の当社の事業を妨害する行為を行なはねばならぬものとします。また、第二者がかかる行為を行なうことを助長する行為を行なはねばならぬものとします。
3. ユーザは、法令若しくは公序良俗に反する行為の送信、第三者の名前やプライバシーその他の権利を侵害すること、または第三者に経済的精神損害を与えることを目的とするようなデータの送信を行なうものとします。また、猥褻・猥褻な情報又は倫理的に問題のある情報を本製品を通して拡散、開示又は第三者に提供しないものとします。
4. 契約者の地位は、属人的に与えられるものであり、当社の許可なく第三者に譲渡すること、担保に供することその他一切の処分をすることはできません。

第4条。（料金等体系）

1. 本製品の料金等は、申込時に定めたとおりとします。
2. ただし、当社により料金の改定案内があった以降は、改定内容が適応されることに了承するものとします。

第5条。（料金等の支払い）

1. 当社または販売パートナーは毎月の料金等を、第 16 条に基づき計算し、毎月末に当該料金等に係る請求書を契約者に対して発行します。
2. 契約者は、本条第 1 項に基づく請求書を受領したときは、当該請求書発行の翌月末までに当該請求書に係る料金等を当社または販売パートナーが別途定める方法で支払うものとします。
3. 振込手数料はユーザ（契約者）負担とします。
4. 本製品の特性上、データ保存容量に際して契約値を超える場合、当社にて一時に閾値の変更をさせていただき、契約者にご連絡いたします。ご連絡後も契約変更内の請求をいただけない場合は、翌月より請求額を変更させていただく場合がございます。
5. 将来利用期間（年払い）などの御支払を頂いた時点で、同利用期間分の契約が成立したものとし、いかなる場合もご返金はしないものとします。

第6条。（利用料金の計算方法）

1. 基本月額料金は月額単位とし、毎月 1 日から当月末までの 1 ヶ月分を月額料金として算定します。
2. 利用開始日の途中である場合、本製品利用料金については当月からの利用開始にて計算し、日割り料金等は計算しないものとします。
3. 追加変更日の属する月については、従前のストレージ容量及びオプションに係る月額サービス利用料金が課金され、本条第 2 項同様当月 1 日から、追加後係る月額サービス利用料金の課金が開始され、料金が減額となる場合は、翌月請求分からの課金過誤とし、日割り料金等は計算しないものとします。

第7条。（情報の取り扱い）

1. 当社または販売パートナーは潜在顧客の誘引、会社紹介等本製品の拡販またはフレンズを目的として、紙媒体・電子媒体を問わず、契約者が本製品を利用することを、当該契約者の名称を使用の上、言及することができるものとします。ただし、事前に契約者からの同意がある場合に限るものとします。
2. ユーザが本製品を使用した時点でて、使用に関する統計情報を収集または精度以上の目的で、本製品の使用に際し、当社が、ユーザ情報、システムログ、トラッキングデータなどの各ユーザカウントに保存したデータ以外のシステム利用情報等の情報にアクセスすることに同意するものとします。

第8条。（クッキー）

1. 当社または販売パートナーは潜在顧客の誘引、会社紹介等本製品の拡販またはフレンズを目的として、紙媒体・電子媒体を問わず、契約者が本製品を利用することを、当該契約者の名称を使用の上、言及することができるものとします。ただし、事前に契約者からの同意がある場合に限るものとします。
2. ユーザが本製品を使用した時点でて、使用に関する統計情報を収集または精度以上の目的で、本製品の使用に際し、当社が、ユーザ情報、システムログ、トラッキングデータなどの各ユーザカウントに保存したデータ以外のシステム利用情報等の情報にアクセスすることに同意するものとします。

第9条。（ユーザカウント情報及びデータ）

1. 当社または販売パートナーはユーザカウント及び該当アカウントを用いてデータを操作する権限を有するものとします。ただし、当社は、各アカウントの権限を有する場合に限り、当該データへのアクセスができるものとします。なお、当社はこれらのアカウントを行なう場合、目的達成に必要な最小限でのみ実施し、当該情報は他の目的で利用することはできません。また、当社が本製品の提供にあたり緊急を要すると判断した場合には、契約者はまたはユーザからの事前の承諾を得ることなく、当該データにアクセスすることができますが、その場合はも対応した後速やかに通知いたします。

第10条。（情報の管理）

1. ユーザは、本製品を使用して送受ける情報については自己の責任と費用にてデータセンターの事故や設備故障等による消失を防止するために必要な措置をとるものとします。また、契約者及びユーザは、やむを得ない事由によりデータセンターが故障した場合、自己の情報を消失するが絶対であることを認め、自己の責任において管理するものとします。
2. 本製品を使用して利用するデータ個人情報（個人情報の保護に関する法律の理念を基準とする）が含まれる場合、契約者およびユーザは「重要な情報」であることを認識し、自己の責任において管理するものとします。
3. 本サービスを提供するデータセンターに関しては、利用状況に応じて当社にて変更ができるものとし、データセンター自体の特定ができる情報は開示したことと了承するものとします。

第11条。（契約者からの通知）

1. 契約者は、以下の場合には、遅滞なく当社または販売パートナーにその旨を通知するものとします。
 - (1) 当社または販売パートナーに届け出た契約者の登録事項に変更があったとき
 - (2) 契約者が、合併の決議をとったとき
 - (3) 契約者が、本規約を他の法人に譲り受けたとき
 - (4) 契約者が、本規約を他の法人に譲り受けた旨の合併の決議をとったとき
2. 本条第 1 項の(4)に定める場合、当事務課は当社が承認した場合に、遅滞なく、合併後の法人、当事務課により本規約の譲り受けを受けた法人に、遅滞なく、合併前の契約者の承認を得たことを証する書類を当社または販売パートナーに対して提出しなければならないものとします。

第21条。（本契約の解約）

1. 契約者は、本契約を解約しようとするときは、希望解約日の前月最終営業日までに、当社所定の ixMark 解約申込書を当社へ直接または販売パートナーを通じて当社に提出するものとします。ただし、第 7 条にて定めた最低利用期間については、当該希望解約日に本規約は解約され、本製品の提供は終了であります。
2. 本条第 1 項に基づき契約者がから ixMark 解約申込書が当社に提出された場合には、当該希望解約日に本規約は解約され、本製品の提供は終了であります。
3. 本契約が解約された場合には、当社はすべてのデータを削除できるものとします。

第22条。（本規約の解除）

1. 以下の事由が発生した場合、当社は契約者に電子メールその他当社が定める方法で通知することによって直ちに利用契約を解除するうえ、契約者に対する本製品の提供を停止し、ユーザのユーザカウント及び本製品内にすべてのデータを削除できるものとします。
 - (1) 契約者はまたはユーザが本規約に違反した場合
 - (2) 契約者が、破産、民事再生、社会更生その他の倒産手続の申立てがなされた場合
 - (3) 契約者の手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 契約者の粗暴行為に由来する差し押しが実行された場合
 - (5) 契約者の事業にいて差し押しが実行された場合に、直ちに、自己が保管するすべての許諾ソフトウェアを消去し、その使用を終了しなければなりません。
 - (6) 契約者が支払いを停止した場合は小切手若しくは手形の不渡りを発生させた場合
 - (7) 契約者が、當社の運営を止める行為を行なった場合に、直ちに、自己の運営を止める行為を行なった場合
 - (8) 第 21 条の場合における、合併後の法人、事業譲渡により本規約の譲り受けを受けた法人または会社分割により利用契約を承継した法人が、反社会的勢力に関与する行為であると当社が判断した場合
2. 本条第 1 項に基づき本契約が解除された場合であっても、当該解除日が属する月に係る月額サービス利用料金をお支払いいただきます。

第23条。（本製品の「時停止、変更又は廃止」）

1. 当社は本製品の提供に必要なメントナスを行なうため、事前に当社 Web サイト上に掲示又はコールボート管理者若しくはサブ管理者に電子メールにて通知することによって、契約者による本製品の利用を一時停止することができます。ただし、緊急の場合は事前の通知をすることなく一時停止することができる。
2. 当社は本製品の部屋により本製品の種類および内容の全部または一部を一時または永続的に変更することができます。
3. 当社は、契約者に通知するまでの間で本製品の利用を停止するまでの間で電子メールにて通知することができます。この場合には、当該停止日に本契約は解約され、当該廃止日以降、当社は、契約者またはユーザのユーザカウント及び本製品内にすべての本データを削除できるものとします。

第24条。（免責事項等）

1. 本製品は、ユーザのインターネットの利用環境によっては利用できないことがあります。申込みの際は当社 Web サイト上に掲示する本製品の利用システム条件など基本的な技術事項を満たす必要があります。ただし、本項に規定する基本的技術事項は本製品利用の最低限の条件にすぎず、本製品の他の環境によっては利用できないことがあります。
2. 契約者はまたはユーザが送信したデータ、資料、情報等（個人情報を含む）（以下「本データ」といいます）に対する不正アセスや盗難ににより生じた損害及び本製品を通過して行った契約者の取引に生じた損害に対する賠償義務を、当社は一切負わないものとします。
3. 当社は、本製品をラリンクしている、インターネット上のいかなるサイトについてもその保証を負わないものとします。これらのリンクは契約者はまたはユーザが使用的であるかの確認はされていないのであります。どのよう状況においても、これらのリンク先サイト上にある、またはそこから利用できるコンテナ、製品、その他の資料に対する責任を当社は一切負わないものとします。
4. 本製品は「現状の状態」で提供され、本製品の品質及びパフォーマンスに起因する一切のリスクは契約者及びユーザが負うものとします。また当社は、本規約において明示または保証している事項を除き、いかなる事項についても表明または保証を行うものではありません。
- (1) 本製品がタイムリーに途切れなく利用でき、エラーが発生することなく、いかなるハードウェア、ソフトウェア、システム、データと組み合せたままであることを認めておくものとします。
- (2) 本製品が契約者の要求、請求、期待又は特定目的に沿うものであること。
- (3) 本製品を通じて購入または取得した製品、サービス、情報、その他資料の品質が、契約者の要求、期待または特定目的に沿うものであること。
- (4) クライアント環境に起因するエラー又は不具合が将来修正されること。
- (5) データセンターまたは本製品を構成する機器の完全性、正確性、確実性。

第25条。（支払遅延）

- 契約者は料金等について、2 利用月連続して支払いが滞った場合、当社は事前通告なしにサービスを停止することができるものとします。また、その際に保存されているデータは保証いたしません。

第26条。（機密保持）

- 契約者は本契約期間中にあたる、本契約終了後であるかを問わず、本製品の利用を通じて知った当社の業務上の機密情報をについては、これを厳重に管理し、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第27条。（通知）

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面または当社 Web サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。当社からの通知情報を確認しなかったことによる不利益を被った場合でも、当社は契約者に対して一切責任を負わないものとします。
2. 本条第 1 項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信文は当社 Web サイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知はそれが電子メールの送信日または通知内容が当社サーバーに入力された日に行われたものとします。

第28条。（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更するがあります。本規約が変更された場合には、改定後の本規約の条件・内容が適用されるものとします。
2. 変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社 Web サイトに掲載した時点より、効力を生じるものとします。

第29条。（管轄裁判所）

- 本製品または本契約に関連して、契約者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条。（準拠法）

- 本規約に関する準拠法は日本法とします。

第31条。（協議）

- 本規約に記載のない事項及び本規約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議し円満に解決するものとします。